

# 行田にお住まいの外国人の皆さん 外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします



住民基本台帳法の一部を改正する法律が7月9日から施行されます。外国人住民の方も、日本人と同じく住民基本台帳法の対象となります。

## 注目1

## 外国人住民の方に住民票が作成されます

次に該当する方には、外国人登録原票記載事項証明書にかわり、住民票の写しが交付されます。



### 中長期在留者

3カ月以下の在留期間が決定された外国人や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。

### 特別永住者

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められている特別永住者。

### 一時庇護許可者または 仮滞在許可者

「出入国管理及び難民認定法」の規定により、一時的に庇護するための上陸の許可を受けた方や、難民認定申請を行い、仮に日本に滞在することを許可された外国人。

### 出生による経過滞在者または 国籍喪失による経過滞在者

外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方(その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます)。

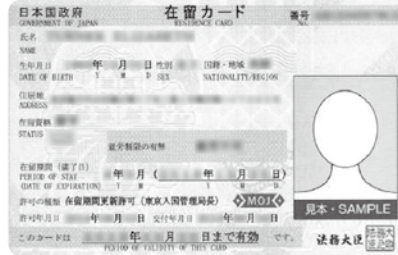
### ※5月に仮住民票の記載内容を通知します

住民票の作成対象となる外国人の方には、外国人登録原票を基に仮住民票を作成し、記載内容を郵便で通知します。通知に記載した内容で住民票を作成しますので、通知が届いたら内容の確認をお願いします。通知の発送は5月を予定しています。

## 注目2 在留カード・特別永住者証明書が交付されます

「外国人登録証明書」が廃止され、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。交付の対象となる外国人は次のとおりです。

### 在留カード



▶対象 中長期在留者の方(在留カードの申請・交付窓口は、入国管理局となります)。

### 特別永住者証明書



▶対象 特別永住者の方(特別永住者証明書の申請・交付窓口は、市区町村となります)。

※外国人登録証明書は、7月9日以降も一定の期間は、在留カードまたは特別永住者証明書とみなされます。



### 住所異動の届け出方法が一部変わります

7月9日以降に住所異動(転入・転居・転出)の手続きに来庁するときは、在留カードまたは特別永住者証明書(一定の期間は外国人登録証明書でも可)を持参してください。

また、転出の手続きを行うときは、転出地の市区町村に転出の届け出を行い、転出証明書の交付を受けた後、転入先の市区町村に転入の届け出を行う必要があります。

お願い

## 正確な外国人登録を

住民票は、外国人登録の情報を基に作成します。新しい居住地に引っ越しをしても、住所の変更を市区町村に届け出していない方は、住民票が作成されない場合があります。正しい住民票を作成するためにも、正確な外国人登録をしてください。

外国人登録は市民課でお願いします。

詳しくは総務省や法務省のホームページをご覧ください

- ・総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)
- ・法務省ホームページ「新しい在留管理制度がスタート！」  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/)
- ・法務省ホームページ「特別永住者の制度が変わります！」  
[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/)



▶問い合わせ 市民課記録担当 (内線245・246)